

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 (請願名)

提出方の採択を求める請願

紹介議員

米沢市議会議員

苏格 壽 小久保 玄信

IJ

請願者住所 米沢市門東町二丁目3-27 米沢市教職員組合内

氏 名 置賜地域労働組合総連合

小 山 通 隆 議長



電 話 0238(23)1542

請願者住所 山形市薬師町二丁目6-15 新発見ビル3階

氏 名 山形県労働組合総連合

議長 勝見



電 話 023 (615) 2172

平成 30年 6月 4日

請願の要旨

最低賃金の大幅引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立、中小企業支援策の拡充などを国に求める意 見書を採択していただくこと。

請願の理由

労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。"雇用の流動化"が推し進められ、非正 規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下という ワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、2015年の婚姻率は0.5%、出生率も1.45に落ち込み、少子高齢化がますます進行し、さらに親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害しているという"貧困の連鎖"も大きな社会問題となっています。

2017年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給 958 円、本県では 739 円です。毎日フルタイムで働いても月 11 万~14 万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する "健康で文化的な最低限の生活"はできません。しかも、時間額で 219 円にまで広がった地域間格差が、労働力の流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。県内市町村当局からも、賃金格差が人口流出の原因になっていることへの懸念が表明されています。県も平成 30 年度、国に対して、政府の施策等に対する提案で全国一律最低賃金制度の創設を提案しています。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」「GDPにふさわしい最低賃金にする」とし、現行の最低賃金の低さを認めました。「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意の実現が求められています。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに公正取引の確立の点からみても、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。昨年8月10日の山形地方最低賃金審議会から山形労働局長への答申でも「政府において中小企業・小規模事業者に対する生産性向上の支援を今まで以上に充実させ」、「支援策、支援措置について効果的な周知に努めること」が要望されています。

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」にくわえて、先進国では例のない「支払能力」が併記されています。一方、現行憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう請願します。